

環境先進大学、地域の環境研究拠点としての環境研究の推進

総合大学として先進的環境研究および環境情報発信拠点となっている幅広い環境研究について紹介します。

景観によって地域の環境を守り、地域の魅力を増す —まずは、地域の特徴をちゃんと把握—

教養教育機構／大野 研(教授)

ヨーロッパには景観条約があります。欧州景観条約と呼ばれるもので、平成12年に欧州評議会により採択されたもので、平成16年3月発効し、37か国が調印・批准しています。同様な条約で有名なものは、気候変動枠組条約(地球温暖化防止条約)と生物の多様性に関する条約で、前者は1994年に187か国および欧州共同体(EC)が締結し、後者は1993年に194か国、欧州連合およびパレスチナが締結しています。

気候変動枠組条約(地球温暖化防止条約)と生物の多様性に関する条約が、環境を守り、人類が持続的に発展して行くために締結された条約であることはよく知られています。景観条約も同じ目的を持ち、景観を保護し管理していくことで、環境を守り、人類が持続的に発展することを目指しています。しかし、景観を保護し管理していくことが、なぜ環境を守り、持続的な発展につながっていくのかは、あまり理解されていません。

欧州景観条約では、景観に対して「景観とは人々によって知覚される領域であり、その特徴は自然と人間が相互作用した結果である」という定義を与えています。すなわち、景観にはその地域の自然的な特徴と文化的特徴が現れ、そのため景観は、多様性に富み、人々のアイデンティティの基礎になっていると考えられています。景観に配慮しない開発を行うと、地域の環境が守られないだけでなく、地域のアイデンティティが失われ、ひいては地域に魅力がなくなっていく事が予想されます。環境、経済および社会的ニーズのバランスがとれた持続可能な発展を実現するためには、景観の保護と管理が必要であるというのが、欧州景観条約の目指すところです。

日本においても、全く同様のことを目指すべきですが、欧州ほど全体的な体制が整っていません。当研究室では、欧州景観条約で目指している事を、日本でも実現できるように基礎的な研究を続けています。

欧州景観条約では、各国が国内でやらなければならないことが5つ決められています。その中の一つで、非常に重要なことであると考えられているのが、景観の同定で

す。景観の同定とは、ある場所がどのような特徴を持っているかを認識することです。その地域がどのような特徴を持っているかを知らなければ、地域の魅力を認識したり、高めたり、できるだけ魅力を損なわないように開発したりすることはできません。例えばイングランドでは、ナチュラルイングランドという執行非省庁公共機関(NDPB)が、イングランド全域を159の景観的に特徴あるエリアとして分類し、同定しています。

また欧州では、EUにより戦略的環境アセスメント(開発を行う場所を決める前に、地域の環境を評価すること。できるだけ環境影響の小さい場所を開発するというような意味合いを持っている)を制度化するように義務づけられているので、その意味でも地域の景観を同定しておくことは重要とされています。

当研究室では、この欧州の例に倣って、地域の景観の特徴を正しく把握し、各地域の景観を同定する研究を行っています。

景観の様々な側面を表す10個の指標による各都市の特徴

注意：面積が大きい都市が良い都市というようなことは意味しません

